



**管理者によるパワハラ・暴行と、事実を隠蔽・捏造し
不当処分を発令する会社姿勢を許してはならない!!
八王子の仲間と連帯し、全組合員で職場からたたかいを創りだそう!!**

**こんなことが許されて良いのか!?
パワハラ・暴行の被害者が加害者に!!**



八王子地本は申2号「三鷹営業統括センター武蔵小金井駅で発生した不当処分・不当転勤の撤回を求める」申し入れを行っています。このたたかいは、管理者からパワハラ・暴行を受け、身の危険を感じたAさん(B副長に力づくでソファーに押さえつけられ、その抑え手がのど元にずれ、呼吸が困難となった)がB副長を振り払った事(正当防衛)に対し、「管理者に傷害を負わせたとし、出勤停止20日間・賃金カットと出向が発令された不当処分・不当転勤に対するたたかいです。(※『緑の風』11月号をご参照下さい)

不当処分を全く許す事はできませんが、さらにその後Aさんに対し、加害者であるB副長が労災申請を行うという、驚愕の事実が発覚し、パワハラ・暴行の隠蔽と不当処分・不当転勤が発令が行われたばかりか、事実の捏造・隠蔽によりパワハラ・暴行の被害者であるAさんが加害者とされる事態になっています。



**パワハラ・暴力を隠蔽し
被害者を加害者にして、
不当処分を発令する会社
姿勢を許してはならない!!**

現在、処分撤回を求めて八王子地本は団体交渉を行っています。八王子支社は「当該処分については就業規則に則り正当に発令したものであり、撤回する考えはない」と回答しています。交渉で発生事象の時系列を議論していますが、事実誤認があまりにも多く、別の場の議論で認めているB副長の発言内容を認めない等、会社は不誠実な姿勢に終始しています。管理者のパワハラを社員の暴力行為にすり替え、面談で述べた事実や主張を認め一切認める事無く、事実確認も不十分な中で発令された不当処分であることは明白であり、このような会社姿勢を絶対に許す訳にはいきません!!



この事象に現れているのは、旧宇都宮運輸区で発生したパワハラ・懲罰的日勤教育、旧大宮運転区で発生した不当転勤・不当処分と同様の会社姿勢です。このような経営姿勢の行き着く先は「命令と服従」の職場であり、絶対に認める事はできません!また、このような経営姿勢は職場で働く私たち全社員に関わる問題であり、決して無関係でいる事はできません!

全職場で事象と問題意識を共有し、たたかいを創り出して行きましょう!

**事実を隠蔽し不当処分を発令する会社姿勢と「命令と服従」の職場風土
は許さない!! 八王子の仲間と共に全職場からたたかいを創り出そう!!**